

滋賀県デジタル社会推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 滋賀県DX推進戦略（令和4年3月策定。以下「戦略」という。）に基づき、社会経済情勢の変化、デジタル技術の進展などを踏まえ、デジタル社会の形成に関する施策を的確に推進するにあたり、有識者から意見を聴取し、検討するため、滋賀県デジタル社会推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 戦略の推進に向けた検討に関する意見・助言を行うこと。
- (2) その他戦略の推進にあたり必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は総合企画部長が選任する委員で構成する。

- 2 懇話会に座長を置き、座長は、委員の互選により決定する。
- 3 座長は、懇話会の会議の議長として会務を総括する。
- 4 座長に事故があるとき、または欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 懇話会に必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則3か年度とする。ただし、委員の交代または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、総合企画部長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、総合企画部長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。
- 3 総合企画部長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第6条 懇話会の運営に必要な事務は、滋賀県総合企画部DX推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、総合企画部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県ICT推進懇話会設置要綱（平成29年8月31日施行）は廃止する。